

協働環境委員会会議録

令和6年9月17日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：43

【 案 件 】

1. 議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
2. 議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3. 議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）
4. 議案第83号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（芦屋町）
5. 議案第84号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（うきは市）
6. 議案第85号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（直方市）
7. 議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

【 報告事項 】

1. 再生可能エネルギー導入目標反映に係る「第3次飯塚市環境基本計画」の改訂（素案）について
2. 工事請負契約について

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第75号」について補足説明をいたします。議案書は13ページをお願いします。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い関係規定を整備するものです。

今回の条例改正では、政令公布により参照先が変更になったため改正するものです。議案書14ページ、15ページの新旧対照表にて説明いたします。施行令第2条の4第5項が削除され、項が一つずつ繰り上がったため、第8項が第7項に、次の15ページも下線の部分ですけど、項が一つずつ繰り上がっているものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第76号」について補足説明をいたします。議案書は17ページをお願いします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものです。

令和5年に国民健康保険法が改正され、現行の被保険者証、いわゆる保険証の廃止が令和6年12月2日と決定いたしました。この法改正では、第9条及び第127条等の改正が行われ、また今回の政令で経過措置等が規定されましたので、参照先が変更になるなど本条例改正が生じたものです。第10条は罰則について定めておりますが、改正前では資格喪失をした場合、また、保険税を滞納している世帯等は保険証を返還するようになっておりますが、12月2日以降、保険証がなくなりますので返還は不要となるため、この部分について削除するものです。

また、この法改正により、もう一つの飯塚市特別会計設置条例の第1条の参照先の変更があるから附則の改正を行うものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」についてご説明いたします。議案書29ページをお願いいたします。本案は、現在指定管理者に管理を行っております飯塚市体育施設の指定管理期間が本年度末で満了することから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提案するものでございます。

指定管理者は、「2 指定管理者となる団体」に記載をしております一般社団法人飯塚市スポーツ協会でございます。現在も指定管理者として飯塚市体育施設の管理運営を行っております。

指定管理期間は、「3 指定管理者に管理を行わせようとする期間」に記載のとおり、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。これは、市内の他の体育施設と管理の一本化について検討するため、次回の更新時期をそろえる目的で、3年間の期間としているものでございます。

議案書31ページを御覧ください。こちらに当該施設の名称及び所在地、規模構造及び開設時期、業務内容を掲載しております。次に、本業務に係る当該団体からの主な提案内容につきましては、「指定管理者となる団体の概要」の「②主な提案業務内容及び事業計画」に記載をしているとおりでございます。

指定管理者の選定に関しましては、非公募で行っております。非公募とした理由といたしましては、「3 非公募により選定を行った理由」に記載しておりますとおり、当該団体は、本市及び地域と協働で市民の体力向上と活力ある地域づくりを進め、スポーツの振興に取り組むことが

できること、また、当該団体の社員は市内の競技団体の会員等で構成されており、その知識や経験は本市のスポーツ振興に必要な不可欠であること、以上のことから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書の規定に基づきまして、非公募としたところでございます。指定管理料の上限額といたしましては、年3966万1千円としております。

最後に、選定評価結果につきましては、800点満点中569点、率にいたしまして71.12%の評価結果でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

「議案第80号 指定管理の指定」について質問いたします。まず、提案されている指定管理者のスポーツ協会は、現在も指定管理者として管理運営をされています。そこで、議案書33ページ、「2 指定管理者となる団体の概要」について質問いたします。「②主な提案業務内容及び事業計画」、「イ 利用者のニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供」で、(ア)から(ウ)までの3つの項目の記載がございます。こちら具体的にはどのような事業などを提案されているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

「②主な提案業務内容及び事業計画」、「イ 利用者のニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供」についてということですが、過去の事例等で申し上げますと、子ども向けには卓球教室やジュニアソフトテニスなど、それから高齢者向けには、脳トレ教室や筋肉をつけるための教室、そのほかにもニュースポーツの推進等に取り組むなど多様な運動プログラムを実施された実績がございます。

次に、利用者のニーズを把握するために、意見箱の設置やスポーツ協会に属する各団体等からの意見聴取、それからアンケート等を実施するなど様々な手法で利用者の声を集約しまして、事業に反映していくことで利用者の増加に取り組むことというご提案がっております。また、誰もが使いやすい施設となりますようにバリアフリー、ユニバーサルデザインを踏まえたサービスの提供ができるよう取り組んでいくことといった提案がございまして、その点を記載したものが、こちら33ページの内容となっているところでございます。

○石川委員

子ども向けや高齢者向けの教室の取組やニュースポーツの推進の取組など実績があるということが分かりました。利用者のニーズの把握に努め、利用者の増加に取り組まれるということも分かりました。今後も何かのスポーツに取り組んでいる人だけでなく、これからスポーツをやってみたい人も楽しく参加できる企画・運営を期待します。また、誰もが利用しやすい施設運営と管理を市も協働で取り組んでいただくことを要望いたします。よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

指定管理者、飯塚市スポーツ協会さんは今も指定管理者なんだよね。今回、再度指定管理者になれるんだろうけど、前回の請負と今回の請負は対比できますか。今回も同じ施設の管理をするということなんですか。そうした場合に、今回は3966万1千円が指定管理料になっています。現在と今後を比較対照した場合に、アップしたのかダウンしたのか。管理する対象物件というのは一緒なのかを兼ねて教えてください。

○スポーツ振興課長

今回、指定管理の分に出させていただいている議案に基づくもので申し上げますと、飯塚市体育施設と簡略的に申し上げましたが、議案書の29ページ記載の1の部分なんですけど、(1)の

飯塚市穂波体育館から（９）までの飯塚市筑穂多目的グラウンドまでの９施設を今回対象とさせていただきます。現在の指定管理期間で申し上げますと、この中で（７）の飯塚市穂波東グラウンド、これは現時点では指定管理の中に含まれておりません。今度新たに指定管理を依頼するに当たりまして、この（７）が追加となって９施設と、８施設から９施設というふうに１施設増加しております。その分も含めまして指定管理料としましては、増額ということになっております。

○小幡委員

穂波東のグラウンドが追加になったということですよ。増額だと。この指定管理の金額、管理料は何をベースに、同様にこれは非公募でしょう、何をベースにこの金額が決まったのか説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

ご質問の指定管理料の算出根拠ということで申し上げますと、まず収入の部分で言いますと、利用料、そういった部分を収入としてまず考えます。それに当たりまして、支出で申し上げますと、人件費、事業費、役務費、それから、各管理上の委託料です。そういったものを算定いたしまして、指定管理料のほうを算出している。大きく言えばそういうところでございます。

○小幡委員

先ほどの説明で構成人員のところの説明がありましたけど、もう一度、社員という表現をされましたけど、社員の規定、どのような人たちを社員とこの協会は呼んでいるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

社員と申し上げますと、当該団体の社員につきましては市内の競技団体の会員等で構成しております。

○小幡委員

だから、その社員は有償の社員なんですか。要は、協会として社員が仮に８０名おるとか、仮に今言う、協力体制を取ってもらっている地域団体も入っているんでしょう。それを社員とみなしているんですか。人件費が発生しているのか、していないのか。しているとすれば何人を社員と認定して人件費を――。先ほどの指定管理料の中に人件費と言われましたよね。ですから、どの程度が人件費として支出する予定なのか、教えてください。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 １０：１６

再 開 １０：１８

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

委員のご質問におけます今回の指定管理料の算出根拠における人件費の考え方で申し上げますと、体育施設を管理するための管理職１名、それと会計年度職員の１名、この２名分を人件費として算出を行っております。

○小幡委員

協会とすればこの２名が社員という考え方でいいんですか。

○スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

これだけの施設を極端な話、基本は２人だけということでしょう。あとは実務的なものは地域のいろいろな協会・団体、協会に加入されている団体の構成員にお願いしているということでしょう。それ自体は無償なのか、そこをちょっと説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

今、人件費の分で職員の数で申しあげましたけれども、この中には委託料がございまして、指定管理の施設を一部シルバー人材センター等に委託管理を行っております。

○小幡委員

今回のこの9施設のうちのシルバー人材センターに委託しているのはどこですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:21

再 開 10:21

委員会を再開いたします。

○スポーツ振興課長

現在、先ほど申しあげました今回ご提案した9施設ではなくて現在の8施設の分で申しあげますと、全て委託ということになります。

○小幡委員

管理自体は、言い方悪いけど丸投げということやね。だって、2人しかいないから管理しようがないと思うんだけど――。

もう一点聞きます。今、指定管理料が3900万円台、なおかつ、今回は9施設の利用料を徴収して運営するんでしょう。現在で計算すれば8施設の年間の利用料というのは、アバウトで構いませんのでいかほどあるんでしょうか。

○スポーツ振興課長

令和4年度の決算額で申しあげますと、利用料金が684万1830円がございました。

○小幡委員

確認だけしますけども、今回約4000万円弱の指定管理料とほぼ例年と変わらなければ、約700万円前後の利用料を合算した金額で当施設を運営して維持管理していくということですよ。そういうことでよろしいですか。

○スポーツ振興課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

ちょっと質問じゃないんだけど、一般質問でも一回聞いたことがあるんだけど、指定管理者を決めるのはいいんだけど、年間の決算的なものが決算書として出てくる場合と――。ここでいえば飯塚市スポーツ協会から、今回、委託した事業の成果というのはどこで議会のほうに報告されるようになってるんですか。意外と、指定管理に出してお金を払ってそれっきりなんです。ホームページで評価的にちょんちょんちょんオーケーみたいなスタイルで、決算的に全然議会としてはチェックできない。要は、指定管理料が正しいのか正しくないのかをチェックができないということなんです。それを、今後どのように報告して、我々が査定できる体制を取られるのかというのも一般質問でほかの指定管理者を総枠で質問したんだけど、今回どのように課としては考えておられますか。

○スポーツ振興課長

指定管理者のほうからは、毎年度、決算報告書等は各指定管理の関係で担当部署、課のほうに報告が上がってきております。今、これを議会のほうにどのように報告をということになりますと、現状行っておりませんので、今後、その辺りについては検討していきたいというふうに考えております。

○小幡委員

今、9月だよ。ここの施設に限らず、「検討します」ということで、去年聞いたんだよ。指定管理制度に対して、今後、どのように議会のほうに報告するかというのを部長以下検討しますということで、まだ検討してないということらしいんだけど、副市長、ちょっとそこも含めて検

討するように指示しておいてください。部長もおつてあるけども、返答は部長でいいんだけど、それっきりになっているんです。指定管理の件については、先ほど言ったように、議会にどのように報告するのか、どのように議会がチェックできる体制づくりをするのか、いま一度、ちょっと小川部長のお考えを教えてください。

○市民協働部長

今、質問委員ご指摘の点でございます。過去の一般質問でも、指定管理者の議会報告という形でお話があるということで、この点につきましては、今回、スポーツのほうでスポーツ施設の指定管理の指定についての議案を上げさせていただいておりますが、成果につきましては、我々の部局以外にも、全庁的にあると思いますので、その点につきましては、委員ご指摘の所管課と含めまして、協議しまして、今後、どういう形で議員さんのほうに、議会のほうに、お話をしていくかという部分は話をしていきたいと考えております。

決算委員会等では、それぞれの決算において決算額等が出ている状況でございますけど、個別的な指定管理についての議会報告というのは、あっていない指定管理が多いというふうに認識していますので、その点につきましては繰り返しになりますが、担当部局とも協議して話をしていきたいと考えております。

○委員長

小幡委員に申し上げます。今の質疑が制度に対する要望、制度に対する話になっておりますので議案に対する方向に改めてもらったら助かります。

○小幡委員

そういうことで検討をよろしくお願いします。

最後、選定評価結果。評価点が800点中の569点ということでしたが、2点、評価選定委員のメンバー構成と評価内容、何を何点、どういった内容で点数をつけられたのか、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

今回の選定委員の構成について申し上げます。学識経験を有する者が3名、公募による者2名、同施設に関して専門的知識を有する者2名、市職員1名の計8名となっております。

次に、評価点につきましては、「指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと」、「事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること」、「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」、「指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」を審査いただきまして、最終的に569点という点数となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（芦屋町）」、「議案第84号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（うきは市）」及び「議案第85号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（直方市）」、以上3件については、関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。執行部の補足説明を求めます。

○市民課長

「議案第83号」、「議案第84号」、「議案第85号」、「電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更」につきましては、関連がありますので、一括して補足説明を行います。

では、議案書の44ページをお願いいたします。この改正につきましては、戸籍サーバ機器等の入替えに伴い、事務の委託に関する規約の一部を改正するものです。内容につきましては、45ページの新旧対照表をお願いいたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定により定めた「電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約」に基づく戸籍事務の管理及び執行に関する事務については、戸籍事務に係る長期的な維持管理経費の縮減等を目指し、平成27年2月に芦屋町より事務を受任し、本市に設置している戸籍サーバ機器等について、本市の管理の下、共同利用しております。

今般、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年5月19日法律第40号）」の施行により、戸籍及び戸籍附票に関する業務については、令和7年度末までに標準化準拠システムへの移行対象となることから、関係市町と共同利用している戸籍サーバ機器を撤去し、クラウド環境へ移行するため、新旧対照表のとおり関係規定の一部を変更するものです。

なお、「議案第84号」うきは市、「議案第85号」直方市につきましても同様の内容ですので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（芦屋町）」、「議案第84号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（うきは市）」及び「議案第85号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（直方市）」、以上3件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」について補足説明をいたします。議案書は50ページをお願いいたします。後期高齢者医療は福岡県後期高齢者医療広域連合が保険者として、各市町村が窓口業務を行っております。このたび、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が12月2日と定められたため、広域連合規約の変更が必要なため、県内全市町村が同じ議案を上程しております。

議案書51ページをお願いいたします。右の改正前で被保険者証及び資格証明書と記載のあった部分が被保険者証が廃止されることに伴い、改正後では、資格確認書等に変更するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「再生可能エネルギー導入目標反映に係る『第3次飯塚市環境基本計画』の改訂(素案)について」、報告を求めます。

○環境整備課長

「第3次飯塚市環境基本計画」の温室効果ガス削減目標である2030年度に2013年度比46%削減、2050年度に実質排出ゼロを達成するために、今後、どの程度再生可能エネルギーを導入する必要があるかを把握し、その状況に基づきまして、今後、本市としてどのような施策に取り組む必要があるのか、その方向性を「第3次飯塚市環境基本計画」に反映する改定を行うこととしております。

これまでの取組としましては、昨年度、近畿大学に委託して、再エネ導入目標等の調査・分析を行っておりまして、今年度は、附属機関でございます環境審議会でも3回協議を行い、本日提出をしております第3次飯塚市環境基本計画改訂(素案)を作成しておりますので、その内容について説明をさせていただきます。

本素案の主な内容といたしましては、一つに、市民と事業者の皆様、それぞれに環境保全の取組等についてアンケート調査を行った結果を載せております。また一つに、本市の温室効果ガス排出量の現状と今後の推計を行っております。そして、本市の再生可能エネルギー導入のポテンシャルを分析しておりまして、結果といたしましては太陽光発電が最も高いというような結果が出ていると。こういうような調査・分析を行ってまいりました。

この結果に基づきまして、今後、検討すべき施策として、10ページにまとめておりますので御覧ください。図表V-3をお願いいたします。表の右端に削減目標量の欄がございますが、59.4千トンCO₂と記載されています。これが目標達成のために、今後、新たな取組で削減しなければならない削減量となっております。この削減を図るための施策として、産業、業務、家庭など、八つの部門・分類ごとに検討すべき施策をまとめておりまして、今後は、この計画に基づきまして、再エネ・省エネを効果的・効率的に推進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。なお、この素案につきましては10月1日から31日まで、市民意見公募を行うこととしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと1点だけ教えてください。今、課長、10ページ、本市としては、2030年度に46%の59.4千トン削減しなくちゃいけないんですね。八つの検討すべき施策案を挙げられています。この検討すべき施策案をやっつかないと目標値の削減にはならないということなんだろうけども、これを、まとめて市民に通知・通達して実行してもらう年度はどのようなスケジュール感で考えておられるんですか。

○環境整備課長

この施策を全て取り組めば、削減目標値は大幅に上回るということにはなりませんけれど、この中から、私どもとして、今後、より効果的に、また、費用対効果があるような取組をしていきたいというふうには考えております。

市民の皆様にごこの内容をお知らせするのは、この計画素案自体を今年度中に確定させまして、来年度からお知らせをして取り組んでいくというようなことで考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回、ご報告いたします工事は建築一式工事1件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のS等級及びI等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。颯田交流センター別館改修工事につきましては、4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億153万円、落札率87.24%で、株式会社春田建設が落札しております。なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定することとしておりますが、有効な入札の数が4でありましたことから、本件の最低制限価格の算定に当たっては、飯塚市変動型最低制限価格事務取扱要綱において、有効な入札の数が2から5までの場合は、有効な入札のうち、最も低い入札金額を最低制限価格とすることとしており、これを適用して最低制限価格を算定いたしております。

以上、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。